

令和4年9月26日

令和4年度第6回大崎市農業委員会総会  
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和4年9月26日(月)

午後1時30分開会～午後3時43分閉会

2. 場 所

宮城県土地改良事業団体連合会 古川事業所3階会議室

3. 審議事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借の合意による解約の通知について

報告第3号 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

報告第4号 農地法第3条の規定による許可書の返戻届について

議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第33号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第35号 非農地証明願について

4. 協議事項

1) 農政

協議(7) 市長に対する政策提案について

5. 出席委員(23名)

1番 小 関 芳 樹 委員	2番 櫻 井 正 幸 委員
4番 佐 藤 裕 之 委員	6番 佐々木 正 彦 委員
7番 布 塚 幸 子 委員	8番 鈴 木 淳 也 委員
9番 菅 原 ひろみ 委員	10番 横 山 藏 人 委員
11番 中 鉢 守 委員	12番 渋 谷 裕 子 委員
13番 高 橋 英理子 委員	14番 佐々木 俊 通 委員
15番 下 山 信 行 委員	16番 只 埜 和 臣 委員
17番 菅 原 まり子 委員	19番 中 條 泰 洋 委員

20番 菅原清一 委員

21番 小野寺正晃 委員

22番 鈴木至 委員

23番 佐々木 涉 委員

24番 齋藤浩義 委員

25番 熊谷安正 委員

26番 佐々木政直 委員

6. 欠席委員(3名)

3番 武田俊美 委員

5番 齋藤真理子 委員

18番 高橋順子 委員

7. 遅刻委員(なし)

8. 議案提案者

会長 佐々木 政直

9. 出席職員

事務局長補佐 真田賢一

主幹兼係長 北浦邦之

再任主査 門間道浩

主事 平山泰揮

主査 堀越拓磨

事務所長 佐々木 賢

主幹兼係長 大沼淳子

主事 千葉悠太

主事 大森 彬

午後1時30分開会

事務局（平山泰揮主事）

ただいまから、令和4年度第6回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

[挨拶]

事務局（平山泰揮主事）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長よろしくお願いたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、3番武田俊美委員、5番齋藤真理子委員、18番高橋順子委員であります。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和4年度第6回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。2番櫻井正幸委員、4番佐藤裕之委員をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、真田賢一事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（門間道浩再任主査）

〔報告1～4の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告4の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第 30 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、番号 173 番から 192 番までの 20 か件のうち、番号 187 番から 190 番までの 4 か件は、議案第 32 号番号 162 番、166 番の 2 か件とそれぞれ関連することから、この 4 か件を議案第 32 号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 30 号番号 173 番から 192 番までの 20 か件のうち、議案第 32 号で併せて審議する番号 187 番から 190 番までの 4 か件を除いた番号 173 番から 186 番までと、番号 191 番、192 番を合わせた 16 か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 30 号番号 173 番から 186 番までと、番号 191 番、192 番を合わせた 16 か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。15 番委員。

15 番（下山信行委員）

15 番です。番号 176 番、177 番についてお聞きいたします。譲受人の方が新規就農ということですが、現在は申請地から遠方のほうに住んでおられます。近い将来に申請地周辺地域へ転入される予定はあるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局、説明をお願いします。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

譲受人の方は、鹿島台地域の出身の方のため、こちらの農地を購入したいとこのことで申請されていますが、将来的にこちらに転入するかどうかについては確認しておりません。以上です。

〔「ありがとうございます」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。11 番委員。

11 番（中鉢守委員）

11 番です。同じく番号 176 番, 177 番についての質疑です。転入の予定はないとのことですが、営農指導と農業機械の所有状況について情報がありましたら、お願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局，説明をお願いします。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

申請時の添付書類である新規就農者の届出によりますと、5ヘクタールを営農している実家の手伝いを20年ほどしているとのこと。また、農業機械につきましては、譲渡人の方から借りながら、営農指導も受けるとのこと。以上です。

議長（佐々木政直会長）

11 番委員，よろしいですか。

11 番（中鉢守委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 30 号番号 173 番から 192 番までの 20 か件のうち、議案第 32 号で併せて審議する番号 187 番から 190 番までの 4 か件を除いた 16 か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 30 号番号 173 番から 192 番までの 20 か件のうち、議案第 32 号で併せて審議する番号 187 番から 190 番までの 4 か件を除いた 16 か件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 31 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、番号 7 番，8 番の 2 か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願いします。

19 番委員。

19 番（中條泰洋委員）

19 番です。9 月 22 日木曜日午前 9 時より、9 番委員、12 番委員、14 番委員、15 番委員、16 番委員、17 番委員の 6 名と、事務局 2 名で現地調査していただきましたので、現地調査報告いたします。番号 7 番と 8 番を 17 番委員、報告をお願いいたします。

17 番（菅原まり子委員）

17 番です。番号 7 番を報告します。転用目的は牛舎、堆肥舎等を設置するものです。申請地周辺の状況は、圃場整備された田の一角で周囲は全て田です。申請地の管理状況は、稲の刈跡がありました。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、農振法に規定する農用地利用計画において指定された農業用施設に供するものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響のうち、雨水排水対策については自然浸透で処理し、家畜のし尿については沈殿マスを設置し、自身が所有する隣接農地へ肥料として散布するとのことでした。

次に、番号 8 番を報告します。転用目的は居宅、駐車場 2 台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、小さな集落に隣接する農地です。周囲は、北側と西側が宅地で、南側と東側は畑です。申請地の管理状況は、既に農地の一部に庭木が植栽されておりました。申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地で、原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響のうち、雨水排水対策は西側の既存側溝に流すとのことでした。また、生活排水対策は公共下水道へ接続するとのことでした。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第31号番号7番、8番2か件について質疑を承ります。質疑  
ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号8番について、既に庭として利用されていたとの報告でした  
が、経緯等を説明いただければと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

この件については、先日の現地調査において、庭木の植栽が確認されました  
ので、居宅建築の施工業者に確認を行いました。内容としては、申請人の祖父、  
既に故人ですが、その方の代に庭木を植栽したのではないかとのことでした。  
以上です。

議長（佐々木政直会長）

21番委員、よろしいですか。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。祖父の代から庭として利用していたということであれば、私とし  
ては、始末書等の提出が必要ではないかと思えます。

議長（佐々木政直会長）

地元委員、何かあれば補足説明をお願いします。

7番（布塚幸子委員）

7番です。先日事務局から連絡があり、申請人の両親から経緯を聞いてまい  
りました。事務局からも説明がありましたが、植栽などを行ったのは申請人の  
祖父で、申請地の北側に自宅の敷地がありますが、それと同時にこの申請地を  
求めたとのことで、初めにモクレンを植えて、その後段階的に庭木を植栽して  
いったようです。また、現地にはビニールハウスもあり、元々は育苗ハウスと  
して利用していましたが、十数年前から他の方に水稻の作付をお願いしている  
ため、現在は利用していないとのことでした。以上です。

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）



11 番です。庭木等が植栽されていた部分は、申請面積全体から見れば小規模なものになると思いますが、実際に農地以外の使い方をしていて、当時の経緯も故人が行ったものであるとのことであれば、従来ケースに照らし合わせると、顛末書の提出で良いのではないかと考えます。

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。番号 8 番について、ほかに質疑がないようであれば、農地副委員長、まとめをお願いいたします。6 番委員。

6 番（佐々木正彦委員）

6 番です。番号 8 番について、現地調査員の報告によりますと、庭として利用されている部分があったという報告がございました。審議に入りまして、21 番委員より経緯等はどのようになっているかという質問があり、事務局より説明していただき、再度 21 番委員より無断転用であって始末書の提出が必要ではないかというご意見がございました。続けて、地元の 7 番委員より経過説明の補足をしていただき、さらに 11 番委員より現地の状況と経緯を考慮すると、顛末書の提出が妥当でないかというご意見をいただきました。今回の審議結果といたしましては、会長と県知事宛てに顛末書の提出をしていただくということでまとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいまの 6 番委員のまとめで、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 31 号番号 7 番、8 番の 2 件のうち、番号 7 番の 1 件を意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である番号 8 番の 1 件については、申請人から会長及び県知事宛てに顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に申達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 31 号番号 7 番、8 番の 2 か件のうち、番号 7 番の 1 か件を意見相当と認め、県に進達いたします。また、無断転用である番号 8 番の 1 か件については、申請人から会長及び県知事宛てに顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、番号 154 番から 169 番までの 16 か件のうち、番号 156 番の 1 か件は議案第 33 号、番号 7 番 1 か件とそれぞれ関連することから、この 1 か件を議案第 33 号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 32 号番号 154 番から 169 番までの 16 か件のうち、番号 156 番の 1 か件を除いた 15 か件と、関連する議案第 30 号、番号 187 番から 190 番までの 4 か件について併せて審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく申し上げます。

19 番委員。

19 番（中條泰洋委員）

19 番です。それでは、現地調査報告いたします。番号 154 番を 9 番委員、報告をお願いいたします。

9 番（菅原ひろみ委員）

9 番です。番号 154 番を報告いたします。転用目的はもみ殻等置場のほか、進入路、石材類置場等の設置です。申請地は南側が雑種地と原野、東側が畑、西側が原野、北側が田と雑種地になっておりまして、除草管理はなされておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。雨水

排水対策については、周囲にU字溝で排水路を設置し、西側にある既設の池へ流す計画であり、周辺農地への影響はないものと見てきました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 155 番を 16 番委員，報告をお願いいたします。

16 番（只埜和臣委員）

16 番です。番号 155 番を報告いたします。転用目的は、バイク保管庫の設置，駐車場として利用するものです。申請地周辺の状況は、住宅地の一角にあり，周囲は東側に雑種地，西側が畑と宅地，南側が宅地，北側が宅地となっておりました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響につきましては，雨水排水対策は自然浸透で処理するとのことで，問題ないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 157 番を 12 番委員，報告をお願いいたします。

12 番（渋谷裕子委員）

12 番です。番号 157 番を報告いたします。転用目的は，一時転用で携帯電話会社のアンテナ建設のため，仮設トイレ，作業ヤードとして利用するものです。申請地は公共用道路に接している場所で，高速道路が脇に走っております。周囲は東側が高速道路，西側が宅地，南側と北側が雑種地です。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響ですが，雨水排水対策は自然浸透で処理し，生活排水対策は汲み取り式の仮設トイレを設置するため，問題ないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 158 番を 16 番委員，報告をお願いいたします。

16 番（只埜和臣委員）

16 番です。番号 158 番を報告いたします。転用目的は，一時転用で携帯電話会社のアンテナを設置するために，トイレ，駐車場，資材置場等として利用するものです。申請地は農地の中の一角にあり，四方田に囲まれておりました。

申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地で、原則転用不許可ですが、5 か月間の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水対策は自然浸透で処理し、生活排水対策は汲み取り式の仮設トイレを設置するため、影響はないものとして見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 159 番を 9 番委員、報告をお願いいたします。

9 番（菅原ひろみ委員）

9 番です。番号 159 番を報告いたします。転用目的は、普通車両置場を 6 台分を設置するものです。申請地の周囲は南側が宅地で、その他三方は雑種地に囲まれた場所で、除草管理はされておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は東側にある U 字溝へ排水するとのことで、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 160 番と 161 番を 12 番委員、報告をお願いいたします。

12 番（渋谷裕子委員）

12 番です。番号 160 番を報告いたします。転用目的は、宅地分譲 8 区画と位置指定道路として利用するものです。申請地は、住宅街の中にある農地で四方宅地となっています。申請地の管理状況は、今年に入り 1 度は草刈りしたものであると思われま。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響は、四方が宅地のため特に問題はないものと見てまいりました。

続きまして、番号 161 番を報告いたします。転用目的は、野立ての太陽光パネルを設置するものです。申請地の周囲は東側が畑、西側が田、南側と北側が雑種地です。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響は、自然

浸透で処理するとのことで問題ないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 162 番，163 番，164 番，165 番を 15 番委員，報告をお願いいたします。

15 番（下山信行委員）

15 番です。番号 162 番から 165 番まで続けてご報告させていただきます。初めに，番号 162 番です。転用目的は，営農型太陽光パネルを設置するものです。申請地周辺の状況は，宅地と農地に囲まれた一角で，東側と南側が畑，西側と北側が宅地となります。申請地の管理状況は，除草管理がされており大変きれいな状況でした。また，区画の北側の一番端に，育苗用のビニールハウスが 1 棟建っておりまして。農地区分は，おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地で，原則転用不許可だが，10 年以内の一時的な転用であって，利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は自然浸透で処理するため，周辺農地への影響は特にないものと見てまいりました。

続きまして，番号 163 番です。転用目的は，モデルハウス 1 棟，駐車場，木材資材置場として利用するものです。申請地周辺の状況は，中山間地の一角で，東側が宅地，西側が畑，南側が田，北側が畑と宅地になります。管理状況は，多少の雑草が見受けられましたが，定期的に除草管理がされている様子でした。農地区分は，中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水対策は北側の側溝へ排水するとのことです。また，生活排水対策は浄化槽を設置することとなりますので，特に問題はないものと見てまいりました。

続きまして，番号 164 番，165 番を併せてご報告させていただきます。転用目的は，資材置場兼完成品保管場所兼車両回転場兼車両通路等として利用するものです。申請地周辺は，宅地と農地に囲まれた一角で，農地転用位置図の左側の地番 98 の 2 と記載されている区画の周囲は，東側が畑，南側が田，西側が田，北側が畑となります。申請地の管理状況は，盛土がされており碎石が敷かれた状態で，鉄骨等の資材置場として既に使用されている状況でございました。続

きまして、位置図中央の地番 35 と記載されている大きな区画の周囲は、東側が宅地、西側が畑、南側が田、北側が宅地となります。管理状況は、こちらも砕石が敷かれておりまして、大型の鉄骨テントの作業場が建っており、既に使用されている状態でした。また、周囲には移動式の大型クレーンや鉄骨の資材等やプレハブも置かれてある状態でした。続きまして、ただいまの区画の右上の地番 10 の 1 と記載されている区画の周囲は、東側が宅地、西側が宅地、南側が宅地、北側も宅地となります。管理状況は、こちらも砕石が敷かれ、10 台ほど車が停められており、既に駐車場として使用されている状況でした。続きまして、位置図の右側の地番 563 の 1 と記載されている区画の周囲は、東側が田、西側が宅地、南側が宅地、北側が田となります。管理状況は、こちらも砕石が敷かれ、大型の鉄骨テントの作業場が建っており、既に使用されている状況でした。また、周辺には鉄骨資材なども置かれておりました。なお、地番 562 の 1 については、除草管理がされてきれいな状況でした。続きまして、位置図の右下地番 165 と記載されている区画の周囲は、東側と西側が畑と宅地、南側が畑、北側が宅地となります。管理状況は、除草管理がされてきれいな状況でした。農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団に属する第 1 種農地で、原則転用不許可だが、市街地に設置することが困難または不適當なものとして、金属製品の加工処理工場等の用に供するものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水対策につきましては、自然浸透となります。また、生活排水対策につきましては、仮設トイレが数か所に設置されておりましたが、特に問題ないものと見てまいりました。以上です。

#### 19 番（中條泰洋委員）

番号 166 番を 9 番委員、報告をお願いいたします。

#### 9 番（菅原ひろみ委員）

9 番です。番号 166 番を報告いたします。転用目的は、営農型太陽光パネルと引込柱 1 本を設置するものであります。申請地周辺は、農地に囲まれた一角で、東側に畑と山林がございまして、その他三方は田に囲まれておりました。管理状況は、雑草繁茂の状態でした。農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地で、原則適用不許可だが、10 年以内の一時的

な転用であって、利用目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は自然浸透で処理するため、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 167 番を 14 番委員，報告をお願いいたします。

14 番（佐々木俊通委員）

14 番です。番号 167 番を報告します。転用目的は、仮設トイレ 2 基，作業ヤードなどを設置するものです。申請地は、中山間地域にある住宅に隣接する農地で、周囲は東側が畑，西側が田，南側が宅地，北側が田となっています。申請地の管理状況は、位置図を見ていただくと、南側の区画に野菜が作付してあり、北側の区画には稲の刈取り跡がありました。申請地の農地区分は、南側の区画はおおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地であり、また、北側の区画は農振農用地であるため、どちらも原則転用不許可だが、5 か月以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水対策は自然浸透で処理し、生活排水対策は汲み取り式の仮設トイレを利用するため、問題ないと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 168 番を 16 番委員，報告をお願いいたします。

16 番（只埜和臣委員）

16 番です。番号 168 番を報告いたします。転用目的は、貸し駐車場として利用するものです。申請地は住宅地の一角で、マンションの駐車場がありました。周囲は東側が雑種地，西側が田，南側が国道 108 号線，北側が田となっています。申請地の管理状況は、既に駐車場ができており、擁壁が設置されていましたが、その部分が境界からはみ出している状況でございました。その部分はおおむね 50 センチメートルほどと思われます。申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は東側に擁壁，南側に U

字溝を設置するため、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 169 を 14 番委員，報告をお願いいたします。

14 番（佐々木俊通委員）

14 番です。番号 169 番を報告します。転用目的は、居宅 1 棟の一部として利用するものです。申請地は中山間地にある農地で、周囲は東側が畑，西側が宅地，南側が田，北側が山林となっていました。申請地の管理状況は、既に建物の敷地の一部となっていました。申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は自然浸透で処理し、生活排水対策は浄化槽を設置するため、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 32 号番号 154 番から 169 番までの 16 件のうち、番号 156 番の 1 件を除いた 15 件と、関連する議案第 30 号番号 187 番から 190 番までの 4 件について、併せて質疑を承ります。質疑ございませんか。20 番。

20 番（菅原清一委員）

20 番です。番号 165 番について質問します。現地調査員の報告によりますと、一部の畑で除草管理されている場所もあるようですけれども、それ以外には盛土，碎石，鉄骨等の資材置場，駐車場として、既に使われているということでした。紛れもなく無断転用だと思いますけれども、これに至った経緯など説明願います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

この件については、平成 29 年に発覚しましたが、農振農用地を含んでいたことから、転用申請に先立って農振農用地からの除外が必要な案件でした。しか



し、その時点では圃場整備事業の終了から8年を経過しておらず、除外要件を満たしておりませんでしたので、県の本庁にも相談して除外後に追認で許可する方向で話し合いがもたれました。昨年度によりやく除外要件を満たし、除外申請が認められましたので、今年6月に転用申請を提出しましたが、除外の対象となった農地だけで申請を行い、それ以外の農地が漏れた形となりました。無断転用であることから、総会では譲受人から県知事と会長あての始末書を徴した上で意見書を進達するとの審議結果をいただきました。その審議結果をもちまして県に進達したところ、県担当者から申請漏れの農地があるとの指摘がありまして、申請取下げに至ったものです。今回は、申請が漏れてしまった農地を含めた形で改めて申請いただいたところです。以上です。

議長（佐々木政直会長）

20番委員，よろしいですか。

20番（菅原清一委員）

20番です。分かりました。改めて今回の申請ということですが、我々としては前回同様に譲受人から県知事と会長あての始末書を提出いただくことでよろしいのではないかと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいまの番号165番について、20番委員から始末書を提出いただくという意見がございましたが、ほかにご意見、ご質問はございませんか。15番委員。

15番（下山信行委員）

15番です。この件につきましては、番号164番も含めてかなり前からこのような状態であり、明らかに無断転用でありますので、番号164番、165番ともに始末書の提出が妥当だと思えます。

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。ないようですので、農地副委員長，まとめをお願いいたします。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。番号164番、165番に関して、現地調査員より一部の農地を除いて既に碎石等が敷かれ利用されているというご報告がございました。審議に入りまして、20番委員より碎石等が敷かれ利用されているため、無断転用ではない

か、その経緯を説明願いたいとの質疑があり、事務局より説明をいただきました。再度、20番委員より始末書の提出が必要ではないかというご意見があり、また、15番委員より165番を含めた形での始末書の提出が必要ではないかというご意見をいただきました。審議結果といたしましては、譲受人より会長及び宮城県知事宛てに始末書の提出をしていただきまして、無断転用である旨の意見を付して宮城県に進達していただくということでもとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいまの6番委員のまとめに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほかご意見ございますか。質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号169番についてですが、農地の一部に居宅が建っているという報告がありましたので、詳しく経緯等の説明をしていただければと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

こちらの農地につきましては、登記事項証明書を見ますと、譲渡人の方が平成21年に3条許可により取得しております。その前の所有者については、平成11年に親から相続しており、この方が平成14年に現存する建物を建てたもので、この建物を売買より取得し、譲受人の方がリフォームしようとしたところ、この件が発覚しました。リフォームの請負業者が調査したところ、外壁の施工は既に終了しているものの、内壁の施工は未着工とのことであり、完了検査も行えない建物であるとのことです。また、固定資産税について確認したところ、建物が完成していないことから、税務課では課税できない物件として処理しているようです。

議長（佐々木政直会長）

21番委員、よろしいですか。

21番（小野寺正晃委員）

21 番です。そうしますと、実際この農地には、既に建物が建っているという認識でよろしいですか。（「はい」の声あり）譲受人、譲渡人やその親族でもなく第三者の方が行ったということですね。（「はい」の声あり）

議長（佐々木政直会長）

地元委員，何か情報がありましたら情報提供をお願いします。11 番委員。

16番（中鉢守委員）

11番です。確かこの建物を建てた方が、建築中に体調を崩して亡くなられて、その方と譲渡人の方が交友関係にあったため、この土地と建物を引き受けたと思います。なお、この譲渡人の方はこの現地には一度も来たことがないと思いますので、建物が建った経緯は分からないと思います。そのような状況なので、何らかの書類の提出を求めるのであれば、今回の調査した経緯について、譲受人の方から顛末書という形でいただくのが良いと思います。

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。ないようであれば、農地副委員長，まとめをお願いいたします。

6 番（佐々木正彦委員）

6 番です。番号 169 番について現地調査員より、既に建物の一部として利用されているというご報告がありました。審議に入りまして 21 番委員より、建物の一部として利用されている経緯等についての質問があり、事務局より説明をいただきました。その後、地元委員の 11 番委員より経過説明をいただき、譲受人から顛末書の提出を求めるのが良いのではないかとの意見がありました。審議結果といたしましては、譲受人より会長及び宮城県知事宛てに顛末書の提出を求めていただきまして、無断転用である旨の意見を付して宮城県に進達していただくということでまとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいまの番号169番の件について、6 番委員にまとめていただきましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。23 番委員。

23 番（佐々木渉委員）

23 番です。番号 168 番について、大変細長い農地になっておりますが、現地調査員の報告で既に駐車場の一部となっていたという報告がありましたので、経緯等をご説明願います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

位置図 16 ページをご覧くださいますと、申請地の東側にマンションが建っており、マンションと今回の申請地の間には、マンションの住民の方に貸付けている駐車場がありました。こちらにつきましては、平成 10 年に農地転用申請の許可を受けて、砂利敷きの貸し駐車場を設置したものです。今年に入りまして、この砂利敷きの駐車場にアスファルト舗装を施工しました。その後、譲渡人の方から自身の農地に越境してアスファルト舗装が施工されているのではないかと話が譲受人の方にあったとのこと。改めて測量を行ったところ、越境して L 字擁壁の設置とアスファルト舗装を施工していることが判明いたしましたので、その部分の分筆登記を行い、今回の申請に至ったものでございます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

23 番委員。

23 番（佐々木渉委員）

23 番です。そうしますと、平成 10 年に越境して駐車場を設置した方というのは譲受人、工事した方はどなたになりますでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

マンションと今回の申請地の間には、平成 10 年の転用許可後に駐車場が設置されましたが、今年に入って L 字擁壁等を設置した際に、平成 10 年の転用許可を受けた範囲内で施工すれば問題なかったのですが、譲受人が依頼した受注業者が、土地の境界を越えて誤って譲渡人の農地に施工してしまったものです。

議長（佐々木政直会長）

23 番委員。

23 番（佐々木渉委員）

23 番です。この件については、譲受人も譲渡人も悪いわけではなく、受注業者が悪いと思いますが、どのように処理したものかと。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

あくまでも参考としてですが、今回の件に限らず社会通念上、工事発注者には受注者への監督責任があると思いますので、何らかの書類をいただくこととなるのであれば、譲受人からいただくのが良いのではないかと思います。

議長（佐々木政直会長）

23 番委員，よろしいですか。

23 番（佐々木渉委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

番号 168 番についてご意見ございませんか。なければ，農地副委員長まとめをお願いいたします。

6 番（佐々木正彦委員）

6 番です。番号 168 番について，現地調査員より既に擁壁が設置されアスファルト舗装もされており，既に駐車場として利用されているというご報告がございました。審議に入りまして，23 番委員よりその経緯等はどのようなものだったのかというご質問があり，事務局より経緯と参考意見を頂戴いたしました。審議結果といたしましては，工事を発注している譲受人に監督責任があるということで，譲受人より会長及び宮城県知事宛てに始末書の提出を求めていただき，無断転用である旨の意見を付して宮城県に進達していただくということでまとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいまの番号168番について，6 番委員のまとめにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 32 号番号 154 番、155 番と、番号 157 番から 169 番までの 15 か件のうち、番号 154 番、155 番と、番号 157 番から 163 番までと、番号 166 番、167 番を合わせた 11 か件を意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。なお、関連する議案第 30 号番号 187 番から 190 番までの 4 か件について、了としてよろしいでしょうか。また、無断転用である番号 164 番、165 番、168 番の 3 か件については、譲受人から会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である番号 169 番の 1 件については、譲受人から会長及び県知事宛てに顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 32 号番号 154 番、155 番と、番号 157 番から 169 番までの 15 か件のうち、番号 154 番、155 番と、番号 157 番から 163 番までと、番号 166 番、167 番を合わせた 11 か件を意見相当と認め、県に進達いたします。なお、関連する議案第 30 号番号 187 番から 190 番までの 4 件について、許可と決定し、農地法第 5 条第 1 項の許可が県より交付と同時に許可書を交付するものとします。また、無断転用である番号 164 番、165 番、168 番の 3 件については、譲受人から会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。また、無断転用である番号 169 番の 1 件については、譲受人から会長及び県知事宛てに顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで 3 時 15 分まで暫時休憩いたします。

〔午後 3 時 5 分から午後 3 時 15 分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

再開します。議案第 33 号農地転用事業計画変更承認申請について、番号 6 番、

7番の2か件と、関連する議案第32号番号156番の1か件について併せて審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく申し上げます。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査報告いたします。議案第32号番号156番を19番委員、報告をお願いいたします。

17番（菅原まり子委員）

17番です。番号156番を報告します。転用目的は、宅地分譲4区画を設置するものです。申請地は、宅地と雑種地に囲まれた農地です。周囲は東側と西側と南側が宅地、北側が雑種地です。申請地の管理状況は、約1メートルの高さの草が繁茂しておりました。申請地の農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響ですが、雨水排水対策はU字溝を設置しそこへ流し、生活排水対策は浄化槽を設置するとのことで、問題ないものと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第33号番号6番、7番の2か件と、関連する議案第32号、番号156番の1か件について、併せて質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第33号番号6番、7番の2か件と、関連する議案第32号番号156番の1か件について、意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 33 号番号 6 番、7 番の 2 案件と、関連する議案第 32 号番号 156 番の 1 案件について、意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 34 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、番号 629 番から 663 番までの 35 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議案第 34 号番号 632 番の 1 案件については●番委員が、また、番号 646 番、647 番の 2 案件については●番委員がそれぞれ関係する案件でございます。この 3 案件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 34 号番号 632 番の 1 案件について先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、●番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室、着席願います。●番委員退席願います。

〔●●●●●● 退席〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 34 号番号 632 番 1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 34 号番号 632 番の 1 案件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 34 号番号 632 番の 1 案件について承認いたします。



● 番委員の入室を認めます。

〔● 番 ● 入室〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 34 号番号 646 番，647 番の 2 件について，審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき，議事参与の制限により，● 番委員には当該議案が終了するまで退席していただき，関係議案終了後に入室，着席願います。● 番委員退席願います。

〔● 退席〕

議長（佐々木政直会長）

それでは，議案第 34 号 646 番，647 番の 2 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第 34 号 646 番，647 番の 2 件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第 34 号番号 646 番，647 番の 2 件を承認いたします。

● 番委員の入室を認めます。

〔● 番 ● 入室〕

議長（佐々木政直会長）

それでは，議案第 34 号番号 629 番から 663 番までの 35 件のうち，先に審議した番号 632 番，646 番，647 番の 3 件を除いた 32 件について，質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第 34 号番号 629 番から 663 番までの 35 件のうち，番号 632 番，646 番，647 番の 3 件を除いた 32 件について，了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 34 号番号 629 番から 663 番までの 35 件のうち、番号 632 番、646 番、647 番の 3 件を除いた 32 件について承認し、先に審議した 3 件を合わせた 35 件について、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 35 号非農地証明願について、番号 4 番の 1 件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしく申し上げます。19 番委員。

19 番（中條泰洋委員）

19 番です。それでは、現地調査報告いたします。番号 4 番を 14 番委員、報告をお願いいたします。

14 番（佐々木俊通委員）

14 番です。番号 4 番を報告いたします。申請地の状況は、砂利が敷かれ、ロープで分けられ、駐車場として使用されておりました。また、周囲には花などが植えられておりました。20 年以上経過していることの証明として、申請者から提出された平成 10 年度土地家屋償却資産名寄帳から、当該農地が平成 10 年より宅地課税されていることが確認できました。よって、20 年以上経過していると考えられます。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 35 号番号 4 番の 1 件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 35 号番号 4 番の 1 件について、了として

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第35号番号4番の1か件について、農地法の適用を受けないことを証明いたします。これで、審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の8協議事項に入ります。

農政の協議（7）市長に対する政策提案について、事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局より説明がございましたが、何か質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の協議（7）市長に対する政策提案については、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（7）市長に対する政策提案については、原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか事務局、委員から報告並びに連絡事項はございませんか。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

〔事務局から連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

ほかに事務局、委員から報告並びに連絡事項はございませんか。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

[事務局から連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほか何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については全て終了いたしました。長時間にわたりまして慎重審議賜りまして、厚く御礼申し上げたいと思います。これで、私は議長の座を降りさせていただきたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

事務局（平山泰揮主事）

これをもちまして、令和4年度第6回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時43分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月26日

会 長 佐々木 政 直

委 員 櫻 井 正 幸

委 員 佐 藤 裕 之